



2026年1月10日
第117号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一
編集 情宣 担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

申10号 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな 団体交渉を 組織と働き方について」に関する説明申し入れ 行う! ③

9. 融合社員に対する勤務発表方法について明らかにすること。
(回答) 勤務については、就業規則等に則り取り扱うこととなる。

組 合	会 社
融合社員の勤務作成で苦労が大きい。会社としてより融合が進む場合に勤務作成者の負担についてどう考えているか。	会社としても問題意識は持っており、フォローを行っていく。今のやり方の限界はあると考えている。小机駅・新横浜駅・菊名駅で、勤務作成単位のグルーピング等を先行して始めている箇所がある。
現場では要員が不足している。融合を進めるにあたり、どのように労働力を確保するのか。	会社として、「採用」「退職者抑制」「効率化」の3本立てで要員確保を進めているところである。

10. CTCやPRCの集約後の兼務発令の考え方について明らかにすること。
(回答) 任用の基準に則り取り扱うこととなる。

現在、首都圏モビサや東京総合指令室との兼務が発令されている。支社指令室への集約が行われる際はどうか。	モビサを含めて調整を行っているところである。
元々の地場にある運輸系職場との兼務については残すのか。	集約後は横浜事業本部になるため、兼務を残す考えはない。
現在の横浜支社当直室の体制は、統合後はどうか。	CTC・PRCの集約の中に組み込む。体制は別途提案する。

11. 出向者の所属機関の考え方について明らかにすること。
(回答) 現行の横浜支社に所属する出向者については横浜事業本部に所属することとなる。

エルダー出向者は、期間満了まで変わらず横浜付けか。	その通りである。
今後、セカンドキャリア制度で出向する場合の考え方は。	3事業本部の所属社員は、横浜付けとしていく考えである。
若年出向でグループ会社やパートナー会社に出向する場合は。	基本的には横浜付けとなる。一部本社付けのものもある。
川崎や湘南伊豆付けの出向発令はないのか。	基本的にはない。出向者の窓口の業務を持つのが横浜のみとなる。
出向者の事務手続きについて、横浜BPOが継続して持つのか。	その通りとなる。
出向期間「5年以内」への変更は、4月1日付の発令からか。	その通りとなる。

12. 1日あたりの労働時間短縮に伴う業務運営について、どのように労働力を確保するのか明らかにすること。
(回答) 第一線の職場と企画部門を融合した事業本部へと見直していくことに合わせ、「融合と連携」を更に加速させるべく、当社における1日あたりの所定労働時間・年間休日制を統一することとした。なお、業務運営に必要な要員を確保していく考えである。

乗務員以外は1日あたりの労働時間が10分減少するが、これに対応する基本的な考え方は、具体的にどのようなものか。	作業ダイヤの見直しを検討し、飲み込めなければ必要な要員を配置していく。
乗務員においては、1日当たりの労働時間数が10分増加するが、どのように対応を行うのか。	10分増加するが、乗務割交番作成規程に基づいて対応する。労働時間A・Bの見直しや、必要により行路を見直すこともある。

13. 休日数の増加に伴う業務運営について、どのように労働力を確保するのか明らかにすること。
(回答) 第一線の職場と企画部門を融合した事業本部へと見直していくことに合わせ、「融合と連携」を更に加速させるべく、当社における1日あたりの所定労働時間・年間休日制を統一することとした。なお、業務運営に必要な要員を確保していく考えである。

休日出勤を前提として労働力を確保することはないか。	休日出勤を前提とはしない。
休日数の増加により、乗務員の交番は変更となるのか。	交番の変更はあり得る。
交番順序の中に、変形日勤を入れることはあるか。	単独の変形日勤を入れることはない。
育児や介護により、交番固定や行路選択制をとっている社員にはどのように対応するのか。	これまでと変わらない。乗務だけではなく駅や企画業務もある。制約がある人の働き方を見直していく。
予備組の勤務指定はどのようになるのか。	待機予備ではなく、変形日勤を基本に勤務指定していく考えである。